

## 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付 I) (※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付 I)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注: 調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと見込まれた(一定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
高松 市長殿

## 【本様式での申請が必要な方】

- 「確認書」や「支給のお知らせ」が届かなかった方のうち、令和6年分所得税又は令和6年度住民税所得割の納税義務者で、裏面の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方などが該当する可能性があります。
  - ・ 令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より小さかった方(例: 令和6年分所得が、令和5年分所得よりも小さかった方)
  - ・ 令和5年中は所得がなかったが、令和6年に就職等により、令和6年分所得税が発生した方
  - ・ 令和6年中に扶養親族が増えた方(例: お子さまが出生された方) ・ 令和6年度住民税所得割の税額修正があった方 など

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※ 確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※ 本様式を提出いただいた場合、高松市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書(申出者用)を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

※ 申請書を受付後、確認書の発送までには1か月程度時間を要する場合があります。

申請者(支給対象者本人)※電話番号を必ず記入してください。

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
令和6年1月1日時点の住所(令和6年1月2日以降に高松市に転入された方のみご記入ください)		

※転入された方は追加の提出書類が必要です。必ずご確認ください。

## 提出書類

提出期限: 令和7年10月3日(金)(必着)

(注) 申請の不備や提出書類の未提出等につきましても期限内に補正をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

- 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付 I) 申請書【本書】  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『支給対象者本人の本人確認書類』の写し(コピー)  
※ マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれかひとつ(氏名、生年月日が記載された部分)の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください(代理受給の場合は裏面をご確認ください)。

▼▼令和6年1月2日以降に高松市に転入された方は、以下の書類もご用意ください。▼▼

- 令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し(コピー)  
※ 令和6年度個人住民税額及び令和5年中の合計所得金額がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。  
→  未申告により提出できる書類がない場合は、左のチェックボックスに☑をつけてください。
- 令和6年度定額減税当初調整給付金の額がわかる書類(確認書 又は 支給決定通知書の写し(コピー) など)  
※ 令和6年度定額減税当初調整給付金の支給対象だった方のみご用意ください。  
→  支給対象外であったため、提出できる書類がない場合は、下記を誓約の上、左のチェックボックスに☑をつけてください。  
[私は、令和6年度定額減税当初調整給付金の支給対象外であったことを誓約します。]

## 提出先

原則、郵送により提出してください。

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市地域共生社会推進課(給付金担当)

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】** 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付)(以下「本給付金」という。)の支給要件(①～⑦をすべて満たすこと)に該当します。また、下記の支給要件に当てはまる場合、高松市において算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には本給付金は支給されません。

**【支給要件】**

- ① 令和7年1月1日時点で高松市に住所を有している者(高松市の住民基本台帳に記録されていないが、高松市から地方税法の規定による道府県民税もしくは市町村民税が課されている者を含む。)であること。
- ② 令和5年中及び令和6年中の合計所得金額が1,805万円を超えないこと。
- ③ 修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けていないこと。
- ④ 令和5年中所得及び令和6年中所得において、課税される所得があるのに未申告ではないこと。
- ⑤ 令和6年分所得税・令和6年度個人住民税に定額減税しきれなかった額がある方のうち、それらの合計金額が令和6年度当初調整給付支給額を上回る令和6年分所得税又は令和6年度個人住民税所得割の納税義務者であること。
- ⑥ 既に、高松市又は他の自治体で令和7年度定額減税調整給付金(不足額給付)の支給を受けた者でないこと。
- ⑦ 意図的に行われた虚偽の申請でないこと。

**【支給額】**

所得税分の控除不足額と住民税所得割分の控除不足額の合計額(1万円単位)から、令和6年度当初調整給付額(※)を差し引いた額  
 ※令和6年度当初調整給付額が0円の方は、令和6年度当初調整給付の支給対象となっていなかった方です。

- 本給付金の受給資格について、高松市が官公庁の帳簿等で確認を行うことに同意します。
- 高松市が官公庁の帳簿等で確認できないものについては、支給対象者において関係書類を提出することに同意します。また、他の行政機関等に本給付金の支給における必要な情報等を確認することに同意します。
- 提出した申請書の高松市における受付日が10月4日以降の場合、高松市が提出書類を不受理とすることに同意します。
- 高松市が申請書の提出を10月3日までに確認できない場合、本給付金の申請書における申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 高松市が求める関係書類を10月3日までに提出しない場合、本給付金の申請を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、提出された書類の返還は求めません。
- 高松市が定める期限までに申請書に基づく確認書を提出しない場合、本給付金の申請を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、提出された書類の返還は求めません。
- 高松市が支給決定した後、確認書等の不備により振込不能等の事由で支払いが完了せず、かつ高松市が定める期限までに申請者(代理人を含む。)に連絡・確認ができない場合は、本給付金の申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本給付金の支給後、本給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合は、高松市が定める納入期限までに本給付金を返還します。

**該当者のみ【代理受給(本人以外の口座で受給等)を行う場合のみ記入】**

● **代理受給が認められる方(支給対象者との関係)**

- ・ 法定代理人: 成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など
- ・ 親族等: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

▼▼代理受給(本人以外の口座で受給等)する場合は、以下の書類もご用意ください。▼▼

『**代理人の本人確認書類**』の写し(コピー)

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれかひとつ(氏名、生年月日が記載された部分)の写し(コピー)をご用意ください。

『**代理受給者と支給対象者の関係性を確認できる書類の写し(コピー)**』

- ・ 法定代理人: 登記事項証明書の写し(コピー)
- ・ 親族等: 【同一世帯の親族等】住民票、戸籍謄本などの写し 【別世帯の親族等】戸籍謄本などの写し

【委任欄】※法定代理人の場合は下欄の記入は不要です。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
		同一世帯の親族 別世帯の親族	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付)の確認・請求及び受給を委任します。(法定代理人の場合は記入不要)			支給対象者本人氏名	支給対象者本人(委任者)の署名又は記名押印 印